

青森県知事 殿
青森県議会議長 殿

子どもたちに負の遺産を残さない
「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない」
条例制定を求める請願署名

青森県六ヶ所村の高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）一時貯蔵施設における貯蔵期間は30年から50年であり、初搬入の1995年から、すでに25年が過ぎました。最終処分場操業までに30年以上かかるにもかかわらず、最終処分地の候補地すら決まっていません。再処理工場が動き出せば、高レベル放射性廃棄物は増える一方です。このままでは青森県が最終処分地となる不安がますます高まります。

青森県を最終処分地としないことは、県民の総意です。このことを内外に明確に示し、青森県を最終処分地としないための条例を制定する必要があります。

よって、条例制定の提案権と条例の執行権のある青森県知事に要請し、条例制定の提案権と議決権のある青森県議会議長に請願するものです。

【 請 願 事 項 】

青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない県条例を制定すること。

氏 名	住 所

※いただいた署名は青森県議会請願と青森県知事への要請以外には用いません。

呼びかけ団体

子どもたちに負の遺産を残さない

「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」制定を求める県民の会

連絡先 住所 〒039-1166 青森県八戸市根城9丁目19-9 浅石法律事務所内

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団 事務局内 TEL・FAX 0178-47-2321

取り扱い団体